

城南交通の不当解雇事件

これは、明らかな不当労働行為!!

労基署に訴えたら解雇? そんな理不尽許されない!

3人のドライバーが富山地裁に訴えています。市民の皆さまのご支援をお願いします

簡単な経過

- ① 平成27年3・4月、城南交通株式会社が、社員のAさんの起こした事故による車の破損代（保険も掛けず、系列内の自動車修理会社から請求）として2万5千円を2か月にわたって、本人の了解なしで給料から天引きしました。
- ② 5月に労働基準局にその不当性を訴える（労働基準法では給料は本人に全額支給されなければならない）と、労基局は城南交通に対して、本人に全額を支払うよう指導。同社は、本人に返金するが、翌々日Aさんを解雇。同様の事件がBさんにも起きました。
- ③ このために、組合を結成し、二人の不当解雇に憤慨したCさんが分会長となり5月に3人で経営者に団体交渉を申し入れました。交渉に現れた経営者は、参加者を確認すると5分で席を立ち、翌日Cさんを解雇しました。



こんなひどい働かされ方、我慢できません!

日常の働かされ方も異常です。私たちは、よりお客様のためのタクシー会社にする必要があると考えています。

- ① タクシー運転手にはお客様を安全に目的地まで届ける義務がありますが、どんなに注意を払っていても事故を避けられないこともあります。城南交通では、事故車の修理が城南交通の系列会社の修理工場に出され、多額の修理費と本人負担を要求されます。Aさんの場合は、50万円も請求されました。
- ② 城南交通では、固定給がなく100%歩合制で、ボーナスもありません。無事故手当もありません。
- ③ 城南交通では、年次有給休暇を申請しても有給扱いとされません。労働基準法が無視され、不満の声が上がっています。

城南交通の不当解雇闘争を支える会



連絡先: TEL 076-433-4880

富山県労働組合総連合・建交労富山
県本部 (富山市豊田町1-228-11)

裁判へのご支援をお願いします。

- ① 6月に富山地裁に対して「地位保全と賃金仮払い」の仮処分をもとめて提訴しました。8月31日の仮処分決定では分会長の解雇について「会社は労働組合の正当な行為をしたこと及び組合員であることを理由として分会長を解雇したものと見え、当該解雇は無効である」と判定しました。
- ② 8月に県労働委員会へあっせんを求めましたが、会社側は、解雇問題以外の要求事項には団体交渉に応じると表明しながらも合意せず退席しました。第2回のあっせんにも応じず、結局、不調に終わりました。

8月7日に富山地裁に対して不当解雇撤回を提訴（本裁判）。

- ① 10月7日、第1回口頭弁論  被告は出席せず、代理人も遅れてくる。分会長のCさんが弁論に立ち、城南交通の解雇の不当性を訴える。
- ② 11月18日、第2回口頭弁論  前回同様、被告は出席せず、代理人も遅れてくる。被告がBさんへの反論を出すといい、直ぐに閉廷。

次回の口頭弁論は、1月20日15時30分です。みなさまの積極的な傍聴をよろしくお願いします。

経営者は、団体交渉に応じよ！

職場の労働条件を改善せよ！



市民のみなさん

このたたかいは全労働者の願いを背負ったたたかいです。どうかご支援をお願いします。